相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市美東町絵堂二〇四二番地、最後の住所山口県山口市小郡鋳銭司八一二番地一　被相続人　亡　弘永　重行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

山口県美祢市美東町綾木二三四三番第一地

相続財産管理人　司法書士　阿部　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市北立花町七番地三、最後の住所愛媛県松山市北立花町七番地四　被相続人　亡　井上　經二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

愛媛県松山市山越四丁目四番三五号エクセル丸榮二〇二号

相続財産管理人　司法書士　山﨑　元昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市津屋崎五丁目五番、最後の住所福岡県福津市津屋崎五丁目五番六号　被相続人　亡　赤星　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番一八号南ビル二〇一号

相続財産管理人　司法書士　桑野　聖志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区赤坂三丁目八番、最後の住所福岡市博多区美野島四丁目一番三一四〇九号　被相続人　亡　宇佐美顕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号

相続財産管理人　司法書士　山下　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市島瀬町一一七番地、最後の住所長崎県佐世保市瀬戸越三丁目一一番三一号　被相続人　亡　沖藤　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

佐賀県伊万里市二里町大里乙一七六六番地四

相続財産管理人　司法書士法人ハート・トラスト

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市白木町一〇五番地、最後の住所長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触五一二番地一　被相続人　亡　早田マサヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触五二三　株式会社ＮＴＴ西日本壱岐営業所ビル三階　壱岐ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中田　昌夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字和三〇四番地二、最後の住所鹿児島県大島郡徳之島町亀徳三三四五番地　被相続人　亡　德山　秀起

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

相続財産管理人　司法書士　柏村　考兵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地、最後の住所鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地　被相続人　亡　皆川　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

相続財産管理人　司法書士　柏村　考兵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地、最後の住所鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地　被相続人　亡　皆川　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

相続財産管理人　司法書士　柏村　考兵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地、最後の住所鹿児島県大島郡和泊町大字皆川五八四番地　被相続人　亡　皆川　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七五二五番地一

相続財産管理人　司法書士　柏村　考兵

無縁墳墓等改葬公告

当寺院境内納骨堂の老朽化に伴い全面改築いたしますので納骨堂加入者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年三月二十日

一、墳墓等所在地　佐賀県鳥栖市本町一丁目八八六番地

一、墳墓等の名称　本照寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県鳥栖市本町一丁目八八六番地

宗教法人本照寺　住職　木村　映之

第46期決算公告

平成30年3月20日

東京都江戸川区瑞江二丁目9番19号

株式会社マジマ生コン

代表取締役　馬嶋大五郎

貸借対照表の要旨

（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	320,498
	固定資産	243,655
	合計	564,154
負純資産の部	流動負債	474,868
	固定負債	240,384
	株主資本	△151,097
	資本金	80,000
	利益剰余金	△231,097
	その他利益剰余金	△231,097
	（うち当期純利益）	(9,070)
	合計	564,154

第66期決算公告

平成30年3月8日

埼玉県狭山市下広瀬755番1

株式会社忍足研究所

代表取締役社長　菊地　修三

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	1,078,907
	固定資産	862,585
	資産合計	1,941,492
負純資産の部	流動負債	784,721
	固定負債	23,943
	株主資本	1,132,828
	資本金	93,700
	資本剰余金	42,903
	資本剰余金	996,225
	利益準備金	23,425
	その他利益剰余金	972,800
	（うち当期純利益）	(16,342)
	負債・純資産合計	1,941,492

第107期決算公告

平成30年3月20日

群馬県館林市栄町3番1号

正田醤油株式会社

代表取締役社長　正田　隆

貸借対照表の要旨（平成29年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	6,661,639
	固定資産	10,199,309
	合計	16,860,948
負純資産の部	流動負債	7,202,748
	固定負債	5,398,075
	株主資本	4,260,125
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,401
	資本準備金	1,401
	利益剰余金	4,158,723
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,133,723
	（うち当期純利益）	(174,120)
	合計	16,860,948